



# 栃木県公報

平成29年  
5月26日(金)  
第2887号

## 目 次

規 則	
○地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正……………	481
告 示	
○土地改良区定款変更の認可……………	481
○土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧……………	482
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧……………	482
公 告	
○平成29年度職業訓練指導員試験の実施……………	482
○公共測量の実施……………	484
○都市計画変更図書の写しの縦覧……………	484
○同……………	484
企 業 局	
○栃木県公営企業財務規程の一部改正……………	485

## 規 則

### 栃木県規則第二十九号

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

栃木県知事 福田 富一

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十八年栃木県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会」を「地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（保健福祉課）

## 告 示

### 栃木県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 5月26日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
-------------	-----------

荒 川 南 部 土 地 改 良 区

平成29年 5月16日

栃木県告示第254号

次の土地改良区から申請のあった新規土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成29年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
小山市美田北部土地改良区	小山市美田北部地区土地改良（維持管理）事業	平成29年5月29日から同年6月23日まで	平成29年7月10日	下都賀農業振興事務所

栃木県告示第255号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成29年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
深津土地改良区	深津地区土地改良（維持管理）事業	平成29年5月29日から同年6月23日まで	平成29年7月10日	上都賀農業振興事務所
小貝川中部土地改良区	小貝川沿岸2期地区土地改良（維持管理）事業	平成29年5月29日から同年6月23日まで	平成29年7月10日	芳賀農業振興事務所

（農地整備課）

公 告

○平成29年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

平成29年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の区分

学科試験のうち指導方法

## 2 試験の科目

職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる免許職種について指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）の試験を実施する。

## 3 受験資格

職業能力開発促進法施行規則第45条の2の規定に該当する者であって、同令第46条の規定により実技試験の全部及び関連学科試験の全部が免除となる者

## 4 試験の期日

平成29年8月4日（金）午前10時00分～午前10時45分

## 5 試験の場所

栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県庁舎本館6階大会議室2

※ なお、試験当日は試験開始30分前までに集合すること。

## 6 受験申請手続

## (1) 提出書類

① 職業訓練指導員試験受験申請書

② 履歴書（受験申請書の裏面）

③ 受験票・写真票

申請前6ヵ月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真1枚貼付（3cm×4cmの大きさで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

④ 試験の免除を受けることができる者であることを証する書類

## (2) 書類の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部労働政策課職業能力開発担当

※ 郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

## (3) 受付期間

平成29年6月5日（月）から同月16日（金）まで

※ 郵送の場合は、平成29年6月16日の消印のあるものまで有効。

## (4) 受験手数料の額

学科試験（指導方法及び関連学科） 3,100円

## (5) 受験手数料の納付方法

受験手数料相当額の栃木県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼付するものとする。

なお、受験申請書受理後、手数料は返還しないものとする。

## (6) 受験票の交付

受験申請書を受理した後、受験票を送付する。

## 7 合格者の発表

## (1) 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

## (2) 合格発表の方法

平成29年9月1日（金）に合格者の受験番号を栃木県公報で公示するとともに、栃木県庁本庁舎掲示板に掲示するほか、合格者宛て通知する。

なお、栃木県のホームページにも、合格者受験番号を掲載する。

ホームページアドレス（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/shidouinmenkyo.html>）

## 8 欠格者

職業能力開発促進法第28条第5項の規定により、3に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

9 その他

- (1) 試験当日は、受験票及び筆記用具（黒ボールペン）を持参すること。
- (2) 受験申請書は、栃木県産業労働観光部労働政策課、各県立産業技術専門校、各県民相談室及び栃木県職業能力開発協会等において配布する。

(3) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、受験者本人が自動車運転免許証等本人を確認できるもの及び受験票又は合格通知を持参すること。（受験者本人に限る。代理は不可）なお、電話による開示には応じない。

○ 開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課

○ 開 示 期 間：平成29年9月1日（金）から同月29日（金）まで

(4) 問合せ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部労働政策課職業能力開発担当

TEL 028-623-3238

(労働政策課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

宇都宮市平松本町、東峰町

3 作業期間

平成29年3月16日から同年8月7日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

芳賀町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年5月17日に変更した、宇都宮都市計画市場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

芳賀町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年5月17日に変更した、宇都宮都市計画と畜場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

(都市計画課)

# 企 業 局

## 栃木県公営企業管理規程第三号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条」を「第二条」に改める。

第一百十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の書面（第一号に掲げる場合にあつては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十第二項の最低制限価格その他別に定める事項が併記されるものを除く。）を封書することを要しない。

一 一般競争入札の執行に当たり、別に定めるところにより、前項の予定価格を当該入札の執行前に公表する場合

二 一般競争入札の執行に当たり、別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して当該入札の手続を行う場合

第一百三十条の二第三号中「自治法施行令」を「地方自治法施行令」に改める。

### 附 則

この管理規程は、平成二十九年六月一日から施行する。

(経営企画課)